

教育支援体制整備交付金 QandA 【幼児教育の質の向上のための緊急環境整備】

①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

No	事業名	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等	補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等	三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行な観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等	物品等を購入し、令和4年度中に納品されたが、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされるのか。	令和4年度中に納品がなされ、令和4年度予算で支払われていれば、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされる。
4	(共通)申請・精算手続等	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和4年4月1日付内閣府地方創生推進室事務連絡)において、当該交付金の対象となっていない。
5	対象経費	対象となる経費はどのようなものか。	要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。
6	対象経費	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。(設備としての初期投資のみが対象。)
7	対象経費	運搬費(運賃、送料)は対象となるか。	対象外。
8	対象経費	消耗品は対象となるか。	対象外。
9	対象経費	対象外となる短期間のうちに消耗する物品の目安は?	概ね1年前後で再度の用に供し得なくなる物品。
10	対象経費	対象となるのは既製品のみか。	既製品以外でも対象になる。 (オーダーメイド品等も対象。)
11	対象経費	中古品は対象となるか。	一般価格で販売されている同種類より安価である等、適切な方法等をもって購入するのであれば対象。
12	対象経費	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品の定義は。	遊具:遊びに供するために利用される道具(すべり台、ブランコ、ジャングルジムなど) 運動用具:運動・スポーツに供する道具(鉄棒、平均台など) 教具:幼児教育に資するために利用される道具(楽器、机など) 保健衛生用品:園児の保健衛生管理に関わるもの(日よけ用のテント、空気清浄機、エアコンなど)
13	対象経費	どのようなエアコンが対象となるか。	埋め込み式など、施設整備に当たるものは対象外。家庭用のものなど、取り付け・取り外しが安いものは対象。
14	対象経費	ブランコやジャングルジムのような単一の遊具は対象になるか。	対象となる。
15	対象経費	複合式遊具は対象となるか。	対象となる。
16	対象経費	園庭の大部分を占める大型遊具は対象となるか。	対象外。
17	対象経費	園庭の大部分を占める大型遊具の一部を補助対象とすることは可能か。	対象外。
18	対象経費	園児の机やいすは対象となるか。	教具としてあれば対象となる。
19	対象経費	職員室の机やいすは対象となるか。	管理用品は対象外。
20	対象経費	本箱やロッカー、道具入れは対象となるか。	対象外。
21	対象経費	学級のテレビは対象となるか。	教具としてあれば対象となる。
22	対象経費	音響設備は対象となるか。	教具としてあれば対象となる。(ただし、建物に付随した施設整備を伴うものについては対象外)
23	対象経費	職員が教育のために使うカメラやPC、タブレットは対象となるか。	教具としてあれば対象となる(園児が使う場合も同様)。
24	対象経費	教育用アプリケーションソフトは対象となるか。	対象となる。
25	対象経費	PC設置に伴う、無線LAN工事費は対象となるか。	設置に伴い真に必要であれば対象となる。
26	対象経費	コピー機は対象となるか。	対象外。
27	対象経費	AEDは対象となるか。	保健衛生用品としてあれば対象となる。
28	対象経費	自動警報装置は対象となるか。	防犯設備は対象外。
29	対象経費	配膳用ワゴンは対象となるか。	園児が教具として使用するのであれば対象となる。 (職員のみが運搬に使用するものは対象外)
30	対象経費	冷蔵庫は対象となるか。	食中毒予防等、子供の衛生管理を目的とする場合のみ、保健衛生用品として対象。ただし、調理室に設置する業務用冷蔵庫は対象外。
31	対象経費	掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジは対象となるか。	対象外。
32	対象経費	芝刈り機は対象となるか。	対象外。
33	対象経費	砂場は対象となるか。	園庭に固定するようなものは対象外。 (園庭を掘削し作るようなものや砂場の砂は対象外。) 砂場を囲うブロックなど、設置後も移動させられるようなものは対象となる。
34	対象経費	組立式プールは対象となるか。	大規模工事を伴わず、設置後取り付け、取り外しができるものであれば、対象となる。

35	対象経費	園庭の芝生化は対象になるか。	園庭の芝生化は施設整備に当たり対象外。 一部の遊具の直下に固定されない芝生マットを敷く程度は対象となる。 (設備の付属品として扱いならば対象。)
36	対象経費	園バスは対象になるか。	対象外。園バスは園の運営上のものである事から、幼児教育の質の向上という本事業の目的に添わないのであるため。
37	対象経費	災害時の備蓄品セット、避難用マットは対象となるか。	対象外。
38	対象経費	遮光ネットは対象となるか	大規模工事を伴わず、設置後取り付け、取り外しができるものであれば、対象となる。
39	対象経費	テントは対象となるか。	教員等が簡易に設置・撤去ができる、熱中症対策等に資する目的であれば、対象となる。
40	対象経費	LEDライトは対象になるか。	(強いて言えば)「保健衛生用品」に整理できるのであれば、対象となり得る。ただし、大規模な設置工事を伴う場合は対象外。
41	対象経費	コロナ対策として購入する空気清浄機やサーチュレーター、体温測定用のサーモカメラ等も対象となるか。	保健衛生用品と整理できるのであれば対象。
42	対象経費	対象経費として「1式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品」とあるが、「1式の購入」の定義はどのようなものか。 また、同じ物品で10万円以上でなければならないのか、もしくは、複数の物品を足し上げて10万円で対象としてよいか。	「1式の購入につき10万円以上」とは、1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することを想定している。セット販売ではないものの(単品)の足し上げでの10万円以上とするのは対象外。ただし、マスク、消毒液、ハンドソープ等の日々の活動において継続的に必要なものに限り、複数物品を購入し、足し上げた場合でも対象となる。 ※No.45にもあるように品類を超えて合算することは認められないため、継続的に必要なものと教具等を合算して10万円以上とすることはできない。
43	対象経費	対象としてよい「継続的に必要となる物品」については、「新型コロナウイルスのために必要となる物品」のみという考え方でよいのか。	日々の活動において継続的に必要となる物品であれば、新型コロナウイルス感染予防に必要なものでなくても対象。
44	対象経費	保健衛生用品として抗原検査キットは対象となるか。	対象となるが、日々の活動において継続的に必要なものとは認められないため、「1式の購入につき10万円以上」である必要がある。
45	対象経費	運動用具・教具・保健衛生用品の品類を超えて、10万円以上としても補助対象となるか。(例:教具5万円・保健衛生用品5万円計10万円)	品類を超えて合算し、対象とすることはできない。
46	対象範囲	幼保連携型認定こども園の保育室に設置するもので、3号のみが使用する場合は対象となるか。	対象外。
47	対象範囲	3号のみの使用が対象とならない理由。	本事業の目的が、幼児教育の質の向上であるため。
48	対象範囲	幼保連携型認定こども園の保育室に設置するもので、1・2号のみならず3号も併用する者は対象となるか。	対象となる。その際、按分は不要。
49	判断基準	施設整備に該当するかは如何に判断するか。	大規模工事を伴わないものか、設置後取り外し等ができるか、施設に固着していないか、施設と一体になっていないか等総合的に判断すること。
50	判断基準	対象・対象外の目安となる金額は?	一つの遊具で500万円以上のものは留意すること。
51	判断基準	対象・対象外の目安となる設置期間は?	設置に一週間以上かかるものは留意すること。

教育支援体制整備交付金 QandA 【認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援】

No	事業名	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等	補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができます。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等	三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行な観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等	物品等を購入し、令和4年度中に納品されたが、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされるのか。	令和4年度中に納品・役務の提供等がなされ、令和4年度予算で支払われていれば、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされる。
4	(共通)申請・精算手続等	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和4年4月1日付内閣府地方創生推進室事務連絡)において、当該交付金の対象となっていない。
5	事業者	対象者が勤務する施設は、公立でも私立でもよいか。	公私問わず対象になる。
6	事業者	事業者について、「都道府県が適当と認めた者」はどのような者が対象となり得るか。	要領上の目的に添った研修を行う者であれば可能。
7	事業者	都道府県が認定こども園・保育園・幼稚園を運営する学校法人・社会法人を事業者と認める事は可能か。	可能。
8	対象経費	教諭が研修に参加する際の参加者本人の研修中の給与等は対象となるか。	対象外。
9	対象経費	研修会の内容の検討・見直しに係る相談会は対象か。	研修会の検討に係る経費は対象外。
10	対象経費	研修会前日に打ち合わせを行い、これに謝金・旅費を支払う場合対象経費としても良いか。	研修事業の実施に必要な賃金や謝金に限り対象。
11	対象経費	公立幼稚園等の法定研修(新人研修・10年目研修等)も対象となるか。	対象外。
12	対象経費	やむを得ない事情(災害や感染症の流行等)に伴い、研修会を中止せざるを得ない状況となった場合、補助対象となるのか。	開催案内等、本来開催する予定であったことがわかる資料があれば、講師への謝金や会場借料等の開催に係る経費でかつ支出しなければならない経費に限り対象。
13	対象経費	同一の教職員が複数回受講した場合、研修参加教職員の人数はどのように考えればいいのか。	実際に受講する人数(重複は含めない)で算定。 研修ごとにカウントを行うと、同一教職員が10回研修を受けた場合、1人しか研修を受けていなくても10人分の補助を受けられてしまうため。
14	対象範囲	県が外部委託したり有識者を招いたりして行う研修も対象となるか。	対象になる。

教育支援体制整備事業費交付金 QandA 【保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援】

No	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等 補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象と/orすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等 三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行な観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等 物品等を購入し、令和4年度中に納品されたが、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされるのか。	令和4年度中に納品・役務の提供等がなされ、令和4年度予算で支払われていれば、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされる。
4	(共通)申請・精算手続等 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和4年4月1日付内閣府地方創生推進室事務連絡)において、当該交付金の対象となっていない。
5	事業計画の記載金額 免許取得及び免許更新に係る交付対象事業に要する経費(総事業費)とは。	事業を行うにあたり実際にかかった全額。
6	事業計画の記載金額 免許取得及び免許更新に係る交付対象経費とは。	上記総事業費のうち、本交付金の対象となる経費の1/2。
7	事業計画の記載金額 免許取得及び免許更新に係る交付希望額とは。	上記交付対象経費の1/2。
8	負担割合 本交付金の対象経費全体に対する負担割合は。	施設:1/2、都道府県(又は指定都市等):1/4、国:1/4
9	申請年度 年度をまたがって受講を行った者について、県から国への申請はいつ行うか。	免許を取得し、認定こども園等に勤務することが決定した年度に交付申請を行う。ただし、施設から実施主体への実施計画書の提出は受講開始日が属する年度に適切に行うこと。
10	申請年度 前年度以前に交付条件を満たした者に対し、遡っての申請はできるか。	できない。
11	実施主体 指定都市・中核市が実施主体となることについて、交付要綱上の整理は。	交付要綱第3条第2項により、交付申請者は都道府県であり、指定都市・中核市は間接補助事業者等という整理。
12	実施主体 指定都市・中核市が実施主体になる場合の交付申請・交付決定は。	国は都道府県に対し交付決定を行う。都道府県は指定都市・中核市分をとりまとめの上交付申請するとともに、指定都市・中核市に対し交付決定等の手続きを行う必要がある。
13	実施主体 指定都市・中核市が免許支援の実施主体となる場合、事業募集等の連絡は国から直接されるか。	指定都市・中核市に対し国から直接に連絡・交付決定等することはない。各都道府県は貴域内の指定都市・中核市への周知を行うこと。
14	対象者 「当該認定こども園等に『現に』勤務しているもの」は常勤職員だけが対象か。(非常勤の幼稚園教諭免許状を持たない保育士資格保有者は対象としてよいか。)	常勤職員が対象。 ここで言う常勤職員とは、正規職員に加え、正規雇用と同等程度の勤務形態がある非正規雇用者(派遣職員等)を含む。 上記整理ができる当該者であれば対象と/orすることができる。
15	対象者 受講料補助に関して公立保育園の職員も対象となるか。	対象となる。
16	対象者 代替幼稚園教諭雇上費に関して、公立幼稚園の職員も対象となるか。	対象外。
17	対象者 園長、副園長でも、保育士として保育に従事する者は対象となるか。	対象となる。
18	対象施設 県立の認定こども園移行予定施設は対象となるか。	県立は対象外。(交付要綱第3条第2項参照)
19	対象要件 公費負担の対象にならない受講料の1/2は誰が負担するのか。	原則施設負担。
20	対象要件 施設負担の受講料を個人負担としてもよいか。	原則施設負担。 やむを得ない場合に個人負担を検討するのであれば、県の要綱等で適切に定め、また施設と個人で合意する必要がある。
21	対象要件 認定こども園への移行時期は申請後概ね何年以内か。	概ね5年以内。
22	対象要件 認定こども園への移行時期の確認はどのように行うか。	都道府県で理事会の議事録や計画書等により適切に確認すること。
23	対象要件 一時的に個人が受講費を負担し、後払いして施設が個人に支払うという方法は可能か。	可能。
24	対象要件 申請時に勤務していた施設と全く関係ない他の施設で新たに勤務する場合は対象となるか。	公立であつたり同一法人といった場合で本人の意思によらない人事異動の場合は対象として可能であるが、本人の意思による施設の変更は対象外。
25	対象範囲 補助対象となる更新講習施設は大学に限られるか。	大学以外も対象。(詳細は各教育委員会の案内のとおり。当省HPにも公開。)

教育支援体制整備事業費交付金 QandA 【認定こども園等への円滑な移行のための準備支援】

No	事業名	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等	補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができます。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等	三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行な観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等	物品等を購入し、令和4年度中に納品されたが、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされるのか。	令和4年度中に納品・役務の提供等がなされ、令和4年度予算で支払われていれば、支払が令和5年4月になった場合も令和4年度中の事業完了と見なされる。
4	(共通)申請・精算手続等	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和4年4月1日付内閣府地方創生推進室事務連絡)において、当該交付金の対象となっていない。
5	対象経費	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人事費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで構わない。
6	対象経費	行政機関との調整に必要な旅費は対象となるか。	旅費等の活動費や物品購入費等は当然法人が負担するべきものであるため対象外。
7	対象経費	「申請書作成等の業務」の「等」には、申請書作成以外ではどのような業務を含めていいか。移行に際して必要な事前準備全般を含めて良いか。	原則申請に係る業務に限る。事前準備全般は対象外。
8	対象経費	当該事業の対象とはならない事前準備全般とは具体的にどのようなものがあるか。	保育料引落しのための取引銀行との調整、入園手続きに係る業務、公定価格の試算・適正定員の検討など。
9	対象経費	認定こども園に移行するか否か等の申請前後の検討に係る経費は対象となるか。	対象外。また、どんな認定こども園にするかと言った検討に係る経費も対象外。
10	対象経費	認定こども園等への移行に係る保護者への周知に係る部分(説明会対応や周知文書作成等)は対象にしてよいか。	周知に係る部分を一体的「(説明会や説明会で使用するしおりやパンフレット)に外部委託するなら対象にしてよい。(しおりやパンフレット作成のみは対象外。)
11	対象経費	入園手続きに係る説明会で認定こども園への移行について説明する場合は対象となるか。	対象にしてよい。
12	対象経費	雇用者の対象経費の算出はどのように行うか。	算出例 【時間雇用者の場合】 時間数 × 時給単価 【外部委託の場合】 契約金 × 対象業務の割合
13	対象経費	他の業務も請け負っている職員を対象とする場合の人事費は対象となるか。	申請業務に従事した部分に限り対象になる。
14	対象経費	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人事費の一部を対象にすることは出来るか。	可能。但し、申請業務に係る部分の切り分けを適切に行うこと。
15	対象経費	新設のこども園等の申請業務に係る経費は対象となるか。	新設の幼稚園等については対象外。
16	対象要件	認定こども園の認可はいつ頃までに受けなければならないか。	交付年度内に認可を受けることを原則とする。
17	対象要件	例外的に交付次年度の4月1日に認可を受ける場合、対象にできないか。	対象にしても良い。ただし、認可を受けられなかった場合は返納となる。
18	対象要件	申請業務等の外部委託は対象となるか。	対象になる。
19	対象要件	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	コンサル会社等への委託や司法書士・行政書士等への申請書の作成委託など。
20	対象要件	当該職員が他業務を請け負っている場合の申請額はどうなるか。	申請業務に係る経費のみ対象として申請すること。
21	対象要件	他業務も請け負う職員を対象とする場合の留意点はあるか。	当該経費がわかるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明が出来るようにすること。
22	対象要件	幼稚園のまま新制度に移行する場合も対象となるか。	対象。
23	対象要件	現在個人立幼稚園で次年度に学校法人化とともに新制度へ移行する場合、対象にできるか。	対象にしてもよい。ただし、学校法人に移行できなければ返還。また、学校法人の申請業務は対象外のため、業務の切り分けを適切に行うこと。